

銀行・証券セクターの国際的な規制の動向 Vol.11

最近の規制動向（2025 年 12 月～2026 年 1 月初旬）

=====

«index»

1. 英国における銀行ストレステストの結果
 2. ECB による健全性規制・監督・報告枠組みの簡素化提案
 3. 国内外における暗号資産規制の整備
 4. お問い合わせ先
- =====

1. 英国における銀行ストレステストの結果

英国イギリンド銀行（BOE）は 2025 年 12 月に、「2025 年の銀行資本ストレステストの結果」を公表した。銀行資本ストレステストは、従来の年次シクリカルシナリオ（ACS）の後継となるものであり、今後 BOE は隔年で銀行資本ストレステストを実施する予定である。今回のストレステストは合計 7 行の大手銀行を対象としており、深刻な景気後退を引き起こす世界的供給ショックを仮定した経済シナリオの下で、大手銀行の頑健性を評価している。

ストレステストの結果、英國銀行システムは、経済・金融環境が想定以上に大幅に悪化した場合においても、引き続き経済を支援できる十分な頑健性を有していることが示された。具体的には、銀行全体の普通株式等 Tier1（CET1）比率は、シナリオ開始時点の 14.5% から初年度には 11.0% まで低下したが、銀行資本は最低所要水準およびシステムバッファーの合計を約 600 億ポンド上回った。こうした資本余力は、主にシナリオ開始時点において銀行が規制要件を大きく上回る自己資本を保有していたことに起因している。また、いずれの銀行

においても、CET1 比率および Tier1 レバレッジ比率の最低所要水準を下回ることはなく、資本増強が必要とされた銀行はみられなかった。

2. ECB による健全性規制・監督・報告枠組みの簡素化提案

欧州中央銀行（ECB）は同月、「欧州の健全性規制・監督・報告枠組みの簡素化」と題する報告書を公表した。この報告書は、ECB の「簡素化に関するハイレベルタスクフォース」によって策定されたものであり、当該枠組みの簡素化に向けたハイレベルな政策提言を示している。

具体的には、まず、規制枠組みに関しては、各種資本バッファーの統合、その他 Tier1（AT1）資本および Tier 2 資本の設計・役割の見直し、自己資本・適格債務に係る最低要件（MREL）枠組みの簡素化、EU 全域ストレステストの見直しなどを提案している。次に、監督枠組みについては、単一ルールブックの完成に向けた取組みや、内部モデルのレビュー頻度の見直しなどを推奨している。さらに、報告枠組みに関しては、欧州当局間におけるデータ共有の促進を通じた銀行の報告負担の軽減や、重要性基準の設定による軽微な報告ミスに対するデータ再提出の回避などが提案されている。

なお、今回の ECB の報告書は、あくまでも政策提言を示したものであり、実際に制度改正を行うためには、欧州委員会による正式な立法提案が必要となる。今後は、欧州委員会が ECB の提言をどのように立法プロセスに反映させていくのかを注視することが重要となる。また、足元では、こうした EU の動きと並行して、米国や英国においても、それぞれ異なる背景の下で金融規制の緩和や見直しが進められている。金融機関としては、米国や英国の動向にも留意しつつ、EU における健全性規制・監督・報告の簡素化が資本戦略や規制対応に及ぼしうる影響について、初期的な評価・整理を行っていく必要があるだろう。

3. 国内外における暗号資産規制の整備

本邦および英国においては、暗号資産に関する制度整備を具体化する動きが進展した。まず、金融庁は同月、金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」の報告書を公表し、暗号資産に関する今後の規制見直しの方向性を示した。同報告書では、暗号資産に係る規制の根拠法令を資金決済法から金融商品取引法へ移行することや、暗号資産に関するインサイダー取引規制を創設することなどが提言されている。こうした制度改正については、2026 年の通常国会において審議される見込みである。

また、英国の金融行為規制機構（FCA）は、暗号資産関連の規制に関する3つの市中協議文書を公表した。これは、英國財務省による立法を通じて暗号資産がFCAの包括的な規制対象に含まれることを前提に、暗号資産業者向けの新たな規則・ガイダンス案を提示するものである。今回の市中協議では、①暗号資産活動の規制（取引プラットフォーム、仲介業者、暗号資産の貸付・借入、ステーキング、分散型金融を含む）、②暗号資産に関する上場・情報開示および市場濫用制度、③暗号資産業者に対する健全性制度について、それぞれ意見募集が行われている。

4. お問い合わせ先

勝藤 史郎

合同会社デロイトトーマツ

リスクアドバイザリー リスク管理戦略センター

マネージングディレクター

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-1300 Fax: 03-6213-1117

[Home](#) | [利用規定](#) | [クッキーに関する通知](#) | [プライバシーポリシー](#)

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイトアジアパシフィックリミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイトトーマツグループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイトトーマツ、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しましたは拘束させることはできません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作る行為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作る行為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイトアジアパシフィックリミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。デロイトアジアパシフィックリミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジアパシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーザス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本メールマガジンは皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシトーマツリミテッド (“Deloitte Global”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本メールマガジンをもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本メールマガジンにおける情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また Deloitte Global、そのメンバーフーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本メールマガジンに依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Global ならびに各メンバーフームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.